



# 島根県報

令和6年1月5日（金）

第 4 7 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

広域連合の規約変更の許可	（市 町 村 課）	2
生活保護法の規定による医療機関の指定（2件）	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（        ”        ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（        ”        ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（        ”        ）	3

### 【公 告】

公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	3
公共測量の終了（2件）	（        ”        ）	4

### 【正 誤】

昭和63年3月31日付け島根県報号外第17号中	（砂 防 課）	4
令和5年3月31日付け島根県報号外第53号中	（人 事 委 員 会）	5

**告 示****島根県告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和5年12月22日付けで雲南広域連合の規約の変更を許可したので、同条第5項の規定により告示する。

令和6年1月5日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県告示第2号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和6年1月5日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ナカヤ寿楽 訪問看護ステーション	出雲市荒茅町3106	令和5年10月1日

**島根県告示第3号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和6年1月5日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
訪問看護 ハレルヤ	益田市乙吉町イ334-2	令和5年10月1日
訪問看護ステーション クローバー	出雲市今市町藤ヶ森2074	令和5年12月1日
まきの薬局	出雲市小山町352-7	令和5年11月1日

**島根県告示第4号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和6年1月5日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
まきの薬局	出雲市小山町352-7	令和5年10月31日

**島根県告示第5号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和6年1月5日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 者		実施する事業	事 業 所			変 更 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地		
				変 更 前	変 更 後	
特定非営利活動法人 コミュニティサポートいずも	出雲市里方町116	訪問介護	C S いずも訪問介護事業所 碧	出雲市大社町入南80-1	出雲市高岡町512-1 Fテナント101.102	令和4年10月1日
		第一号訪問事業				
合同会社 縁	大田市久手町波根西778-4	福祉用具貸与	合同会社 縁 福祉用具のお店 ~えん~	大田市大田町大田イ357-1	大田市久手町波根西778-4	令和5年9月13日
		特定福祉用具販売				
		特定介護予防福祉用具販売				
		介護予防福祉用具貸与				

島根県告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和6年1月5日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
兒玉 明彦	出雲市古志町876-1	居宅療養管理指導	兒玉歯科医院	出雲市古志町876-1	令和5年7月31日
		介護予防居宅療養管理指導			
永安 慎太郎	益田市かもしま西町2-12	訪問看護	かもしま歯科	益田市かもしま西町2-12	令和5年7月31日
		訪問リハビリテーション			
		居宅療養管理指導			
		介護予防居宅療養管理指導			
		介護予防訪問看護			
		介護予防訪問リハビリテーション			

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国

土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年1月5日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和6年1月15日から同年3月31日まで
- 3 作業地域  
益田市西平原町及び木部町地内

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年12月19日に終了した旨国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年1月5日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間  
令和5年5月9日から同年12月15日まで
- 3 作業地域  
中海及び斐伊川周辺  
松江市及び安来市地内

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年12月21日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年1月5日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和5年9月25日から同年10月11日まで
- 3 作業地域  
邑智郡美郷町港地内

## 正 誤

昭和63年3月31日島根県報号外第17号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

七	ページ
第六号の表中	箇所
第四百五十一	誤
一五四七番	
五十一番	正

令和5年3月31日付け島根県報号外第53号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤			正		
12	下から8	課長			課長		参事